

一般社団法人バイオエナジーネクストの概要

プロジェクトファイナンスで資金調達	
会社名	一般社団法人バイオエナジーネクスト
設立	2015年(平成27年)9月
本店	〒104-0061東京都中央区銀座七丁目13番6号
事務所	〒150-0043東京都渋谷区道玄坂二丁目16番8号坂本ビル8F 電話:050-7112-6974/FAX:050-3737-9886 http://bnx-power.com/
代表理事	小川政明
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 省エネ機材及び国内外の発電機開発製造に関する研究・ プロジェクトの構築及び運営管理及び燃料調達・ 電力事業の資金調達に関する事業(プロジェクトファイナンス)・ 関連人材の育成及びセミナーの開催
関係団体	<ul style="list-style-type: none">・ 社団統合医療推進協議会

本プロジェクトの目的は、3.11東日本大震災の時に、被災地の多くの医療機関が電源喪失を被り、多くの尊い人命が失われています。その後厚労省は各医療機関に対して最低1ヶ月分の電源確保ができる旨の通達を出していますが、実現できているのは一握りの医療機関です。当社社団では、かねてから電源確保は医療機関にとって経営と共に重要課題と位置付けております。今般、その先駆けとして、SPCを設立して、再生可能エネルギー固定買取制度とABL(アセットベースドレンディング)を活用した、プロジェクトファイナンスによる国内初のバイオマス発電所を構築する運びとなりました。このプロジェクトを契機に、順次全国の医療機関にプロジェクトファイナンスでの発電所建設を提言してゆきたいと考えております。

尚、本プロジェクトの資金調達は、原則としてプロジェクトファイナンス¹により行い、形態はノンリコースローンとなります

一般社団法人バイオエナジーネクスト

コンサルテーションの内容

フルパッケージ

- 土地・権利
- 機器・EPC
- 燃料調達
- アセットマネジメント
- モニタリングシステム
- 発電所の運営及び保守はEPCが担当

エクイティ資金(合計×30%)を準備するだけで再エネ事業が開始できます

土地・権利

- 社団取引先物件の紹介
- 電力会社との関係協議代行

候補地及び権利を希望の方。別途電力会社との連携協議を行い、成功報酬で負担金を下げコンサルも可能です

燃料調達

- 調達スキームを構築
- 社団取引先のサプライヤー及び燃料商社が担当
- モニタリングシステムの提供

燃料調達をご希望の方。規模の大小や規模、事業所の場所によっては相談に乗れない場合がございます

アセットマネジメント

- ストラクチャーの設計
- 実施は社団取引先の有資格者が担当
- モニタリングシステムの提供

資金調達でお困りの方。提案書・機器スペック・燃料調達フロー・事業試算表をご用意ください。結果によりご希望に添えない場合があります

機能と専門性

社団の専門性

技術部会

燃料部会

金融部会

医療部会

研修部会

(機能)

1. 国の政策や業界団体の動向を探る
2. 各プロジェクト管理(広義のモニタリング)や事業者と共に事業計画の作成
3. 省エネ診断や電力会社事前相談・設備認定や電力申請の資料作成代行等

部会名	主な業務
技術部会	パーム油等ディーゼル装置や木質ガス化装置の機器探索・機器構成や価格の妥当性の検証
燃料部会	パーム油・PKS・間伐材等の燃料の調達・価格の妥当性を検証
金融部会	金融商品化及びモニタリングシステムの開発及び普及
医療部会	医療機関向けバイオマス発電事業の普及及び推進
研修部会	得意先獲得のためのセミナーや研修の企画や開催並びに会員の募集及び管理

モニタリングシステム

事業計画

- 売上高、燃料費、売上総利益、販管費、営業利益、営業外費用、経常利益

売上管理

- 発電量、FIT、スポンサー、余剰電力

燃料在庫

- 燃料別在庫量、搬入・投入量、在庫記録

資金

- 月別返済、遅延状況、口座別管理

財務

- 月次資金繰表、勘定科目別合計、残高試算表

勤怠

- 月間勤務状況表、メンテナンス履歴管理

経営

- 役員会議事録、モニタリング審査、職員吹きルアップチェック、担保物件既存状況チェック
- 特記事項
- 月次試算、決算

その他

- 提携・関係会社
- 各種セキュリティシステム
- その他

税理士法人を介して、上記項目のモニタリングをシステムで行います。

ステークホルダーは、付与されたID及びPWの入力により、随時閲覧することができます(情報公開)

※ビジネスモデル特許申請中(社団統合医療推進協議会)

一般社団法人バイオエナジーネクスト

契約体系

計画・立案

バイオマスエネルギーの導入は、その規模やエネルギー資源の種類によって異なりますが、計画立案の段階でおおよそ以下のことを検討する必要があります。

- 導入目的と必要性の確認
- 外的要因（法規制、支援制度、技術動向など）
- 内的要因（供給可能なエネルギー資源量、立地場所、経済性、リスク要因など）

調査

導入する場所の立地環境にもよりますが、あらかじめ環境に対する影響調査も行いその影響を予測する必要があります。

- 大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、振動など

実施設計

以上のプロセスを経た後に、具体的な実施設計を行い導入を進めていきます。また、この段階で関連する法規制については、すべてクリアしておく必要があります。

設置工事

工事計画に基づき実施します。許認可が必要な工事に関しては専門の企業にまかせるだけではなく、きちんとしたリストに基づきチェックするようにします。

試運転調整

運転・保守

(1) アドバイザリー契約

1. 事業化検証 (FS)
2. 燃料
3. 備蓄
4. テクニカル
5. 金融

(2) コンサルタント契約

1. 土地権利等取得
2. SPC設立・申請
3. EPC選定・交渉・仮契約
4. 金融ストラクチャー作成
5. 金融プロジェクトファイナンス組成
6. EPC本契約
7. プロジェクト管理

事業運営 (関係図)

業務委託契約
(要員採用・運営支援等・
アセットマネジメント支援)

(一社)バイオエナ
ジーネクスト

投資家



エンジン
MAN(独)、パルチラ(フィン)、
又は国産メーカー

燃料
PTSAKURA(INDONESIA)等
東南アジア

事業者(オーナー)
出資
投資額
×10%



合同会社
出資(普通+優先)

出資
(優先株)

投資 × 20~30%

EPC

運営&保守会社

備蓄&陸送

燃料商社

モニタリング
(社団)業務委託

資本金
(投資額 × 1%)
(普通株)

匿名組合
GK-TKスキーム

業務委託



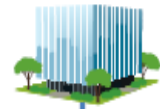
小名浜バイオマス発電所
発電事業者(SPC)
(税理士法人・一任勘定)

融資
デットF

投資額 × 70~80%

Be
Next Bio Energy Next Association

事業全体スキーム図



土地賃貸
権利販売

※匿名及びSP
Cは金融庁申請

アセットM

保険会社



エーエージェント
銀行

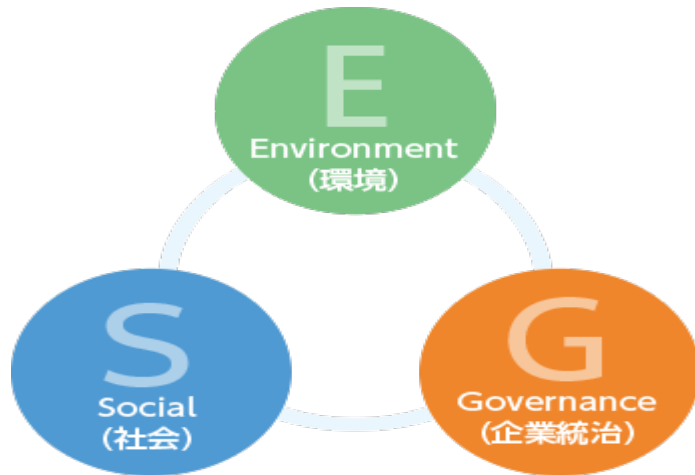
取引条件

1. ファンド運営者又は事業者であること
2. ヘッジ会計が可能であること
3. 燃料調達時の為替予約キャンセル料は事業者が負担すること
4. プロジェクト開始から終了まで社団と業務委託できること
5. 事業開始後5年間は社団とコンサル契約を締結すること

事業運営

1. 毎月取締役会でのモニタリング項目のチェックを行います
2. 3年毎の目標数値の進捗管理(3期連続Bクラスは役員交代)
3. 燃料調達計画の見直し
4. 機器保守内容の見直し
5. 人材育成や設備の維持管理
6. 事業環境変化による見直し(例:FIT制度や電力料金等)

ESG投資とは？



E = 環境 (Environment)

環境に配慮(二酸化炭素の排出量が多くないか、環境汚染をしていないか、再生可能エネルギーを使っているかなど)

S = 社会 (Social)

社会に貢献(地域活動への貢献、労働環境の改善、女性活躍の推進など)

G = 企業統治 (Governance)

収益を上げつつ、不祥事を防ぐ経営

(出典) イマココラボ (<https://imacocollabo.or.jp/about-sdgs/>)
2006年、国連が金融業界に対して提唱したものでPRIというものがあります。

PRIとは日本語では責任投資原則と言います (Principles for Responsible Investmentの略です)これは、世界の解決すべき課題を環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の3つの分野に整理し頭文字をとってESGといい、ESGに配慮した責任ある投資を行うことを宣言したものです。またその投資のことをESG投資と言います。

投資家からのESG投資への関心が高まりも踏まえ、1500以上の企業や組織がPRIに署名し、運用対象の資産合計が60兆ドルに達しています。全投資の1/4がESG投資なのです。これは投資家が、短期的な収益だけではなく、中長期的企業価値、つまり**SDGsの達成に貢献している企業がESG投資の対象になるという考え方が浸透しつつある**ということです。投資家がなぜESG投資を加速させているのか、その背景をこちらにまとめました。それが、パリ協定での約束です。どういう意味かと言うと、世界中に今ある化石燃料を全部使った場合に排出される二酸化炭素の量は3兆トン弱とされています。一方で**パリ協定で合意された排出できる二酸化炭素の量はその約3分の1**です。つまり、**残りの約3分の2の化石燃料は持っいても使用できない資産になった**、パリ協定を経て資産が資産でなくなることが決まった、ということです。このことを座礁資産(価値が一気になくなる資産)と呼びます。

(出典) 大和証券